



# 火災予防ニュース

第23号 令和3年7月7日 苫小牧市消防本部予防室発行

## 夏場の火災に要注意！！！！

花火やキャンプ等、屋外で火を扱うことが多くなる季節となりましたが、少しの不注意や油断から火災は発生してしまいます。

いま一度、火の取扱い方を見直してみませんか？



### 【花火】

- ・風の強い日は控えるなど気象条件を考慮する。
- ・取扱説明書を読み、注意事項を守って遊ぶ。
- ・燃えやすいものがある場所ではなく、広くて安全な場所を選ぶ。
- ・水の入ったバケツを用意し、残り火を消火する。
- ・子どもだけの花火は行わない。

### 【キャンプ・バーベキュー】

- ・火の粉が飛び、周りのものに火がつく可能性があるため、風向きに注意する。
- ・着火剤の追加投入はしない。
- ・使用した炭は水の中に長時間浸け、完全に消火する。
- ・バーベキューコンロの近くで殺虫スプレーや日焼け止めスプレーを使用しない。
- ・カセットボンベを火気の近くに置かない、強い衝撃を与えない等、取扱いには十分注意する。



夏場は火の取扱いに  
十分気を付けて  
楽しく過ごそう！



## その消火器大丈夫ですか？

消防法令に基づいて消火器の設置が義務付けられている建物等は、今年を最後に旧規格消火器の設置ができなくなります。来年以降は型式が失効した消火器の設置は認められませんので、計画的に交換等をお願いいたします。

また、点検未実施の消火器を使用したことによる負傷事故が全国で発生しています。点検をしていないことにより消火器の腐食等に気が付かず、火災の際に初期消火をした人が怪我をしてしまうことがあります。10年を経過した消火器については破裂等の重大な事故につながる恐れが高くなりますので、点検・交換を行うようお願いいたします。



## 住宅用火災警報器、設置完全義務化から 10 年！

住宅用火災警報器の設置は、新築住宅では平成 18 年 6 月から義務付けされ、既存住宅についても平成 23 年 6 月に義務化されました。つまり、今年は設置完全義務化から 10 年が経つということになりますが、みなさんのお宅の住宅用火災警報器は大丈夫ですか？

住警器が設置され正常に作動する場合、そうではない場合に比べ、死亡率・平均損害額共に大きく減少します。



(過去 10 年間の市内住宅火災データをもとに作成したグラフ)

このように、住警器が正常に作動することで、自身の命だけではなく、財産まで守ることができます。設置していると思っても、使用期限を過ぎているかもしれません。

使用期限については問題なしという方も、もしかすると、電池切れや故障をしてしまっているかもしれないです。いざというとき、しっかりと役割を果たしてくれないと設置の意味がありません。定期的に作動確認を行い、異常の有無をチェックしましょう！